

平成26年度第1回労働問題審議会 議事録

日 時：平成26年7月31日（木）10時～11時50分

会 場：宝塚市役所 3階特別会議室

出席委員：小西会長・小池委員・橘田委員・和田委員・大山委員
西山委員・松本委員・幸長委員・新谷委員・岸上委員
米沢委員

事務局：山本産業文化部長

岡田商工勤労課長・滝沢係長・竹辺

1. 辞令交付

構成区分「関係行政機関の職員」の構成区分の福田委員の後任に、岸上祐介委員（西宮労働基準監督署）、椿野委員の後任に米沢正明委員（西宮公共職業安定所）が就任。山本産業文化部長から委嘱状を手渡した。

2. 出席委員数報告

定員数14名、出席委員数11名

事務局から、審議会規則第6条の規定により本会議が成立していることを報告した。

3. 署名委員の指名

会長から、議事録の署名委員に、西山委員と新谷委員が指名された。

4. 傍聴の受け入れ

傍聴希望者はいなかった。

5. 議事（結果）

議題（1）平成25年度宝塚市労働施策に係る行動計画の実績について

事務局より、92の労働施策のうち、以下の事業について詳細に説明した。なお、各委員からの意見等は、後記「委員の主な意見とやり取り」のとおり。

P1 ワークサポート宝塚の運営、高齢者就業機会の確保

P2 雇用促進連絡協議会との連携、市障害者就業・生活支援センターの充実

P3 女性雇用セミナーによる啓発、男女の家庭責任と就業の両立応援

P4 私立保育所誘致整備事業、延長保育、地域児童育成会待機児童助成

P5 若者しごと相談広場(追加として、宝塚地域若者サポートステーション)

P8 生活保護受給者等就労支援

議題（２）労働施策に係る諮問について

議題（３）勤労市民センターの今後について

委員からの主な意見は、後記「委員の主な意見とやり取り」のとおり。

議題（４）その他

《委員の主な意見とやり取り》

議題（１）平成２５年度宝塚市労働施策に係る行動計画の実績について

[小池委員]

生活困窮者自立支援法が来年度に成立する、ということで、宝塚市では１年、前倒しをして取り組むと聞いたのだが、どういった内容なのか。

(事務局)

担当課から説明申し上げる。

[生活援護課]

今年度からモデル事業として取り組んでいる。内容としては別紙のとおりである。現在のところ、庁内各課での連携を図るべく、調整をとるための評議会を８月に開催する予定。その後、庁外とのネットワークを繋げるための準備をしている。

資料を見ていただくと、宝塚市での生活困窮者の相談の流れを示している。まず、地域社会の中で生活困窮者がいた場合、直接宝塚市の相談窓口で話を聞く。また、関係機関からの情報提供を受ける窓口の中心として、生活援護課が行っていきたい。その中で必須事業として挙げられている相談支援事業や、それ以外では、ハローワークと連携して行う就労支援や中間就労などの対応もする。さらに就労が困難なホームレスの方に対しては、兵庫県の絆再生事業を活かして対応する。続いて、家庭再建支援、といい家計をうまく構築できない方への支援や家庭こども若者支援として、学習機会の確保などの対応もしている。これらの事業を平成２７年４月以降に行っていく予定である。別紙以外にも様々な支援の対応へ繋げるような方法をとるための準備を進めている。

[小西会長]

事業全体はいつから始まるのか。すべての事業を同時期にやるわけではないと思うが。

[生活援護課]

たしかにすべての事業を一度にやるわけではなく、順次進めていくものである。基本的には相談支援事業と住宅確保給付金関係の事業の2つは必ず行う。それ以外だと、緊急的な支援や家計再建支援、やこども若者支援だと教育関係との調整が必要となるので、平成27年4月からと、それ以降順次取り組むものに分かれている。

[小西会長]

あと、ハローワークさんの方で中間的就労についても、説明いただきたい。

[米沢委員]

直接ハローワークに来られる方、市の窓口などを通して来られる方がいらっしゃるが、今すぐに就労できる状態ではない方もいらっしゃる。就職斡旋ではなく、ある程度福祉の施策を活かし、生活を安定させ、最終的には就労へと繋げるものである。そういった点において市と連携していきたい。

[小西会長]

阪神淡路の震災後に、被災者仕事サポートということを行ったが、就業ではなく、訓練として考え、所得を得ていると扱わなかった。中間就労においても同様に考えることでマイナスの要素がないのだろうか。中間的就労は曖昧な部分がある。就労ではない、とした方が扱いやすいのではないか。

[米沢委員]

中間的な就労に対して斡旋の機能をハローワークで持つことができない、というのが実情。そういった形が望ましいかどうか、調整を市と行うのが重要だと考えている。

[小西会長]

“中間的”就労ならば、ハローワークの所管ではないかもしれない。しかも、無給でやる訳にもいかないだろう。有給ではあるが、就労ではない、という言い方をするしかない。

[米沢委員]

雇用の斡旋の部分が問題となっている。

[米沢委員]

現実的にはある程度、市の施策に色を塗っていただいて、就労・雇用が可能な人を連携して、就職に結びつけていく事業を展開していく、ということになる。

[小西会長]

就労に向けてトレーニングを重ねていく、ということなのか。

[米沢委員]

その通りです。

[小西会長]

他に何か意見のある方は。

[小池委員]

イメージが湧きにくいのだが、個別のメニューを作って対応などをするのか。

[米沢委員]

たとえば、生活保護の受給者で、本人には就労意欲がある。生活するにおいて一定以上の収入があれば問題ない、という場合には、個別相談という形で、その方の後見人などと相談の上、フルタイムではなく週2～3日、短時間労働といった、個々に合わせたメニューを考える、ということもありうる。

[小池委員]

今まで以上に市と連携をとっていくのは難しいと思うが、どう考えているか。

[米沢委員]

厚生省と労働省がくっついた一番のメリットはここにあるだろうが、市の福祉の部分とハローワークの労働の部分の融合とは、まず、先立って福祉の部分を市にお願いして、就労が可能である、という場合にはハローワークが請け負って就職に結びつけていく、というイメージをしてもらえれば。

[松本委員]

市では、たらい回しにせずに、ワンストップサービスを行う、ということも考えているのか。

[生活援護課]

生活援護課が中心となって、各課と調整し、庁内・庁外に関わらず情報を共有し、1つの課で対応するワンストップサービスが行えるようにしていきたい。

[小西会長]

ただ、ワンストップと言いながら、ワンフロアと揶揄される状況もある。本当にワンストップができるのかどうか、しっかりと体制作りをしてほしい。

他に確認しておきたいところなどはないか。またお気づきのときに仰っていただければ構わない。

議題（２）労働施策に関する諮問について

（事務局）

資料１ [宝塚市労働問題審議会 今後のスケジュール（案）]をご覧ください。

労働施策に関する宝塚市の今後の主な労働施策について、平成１９年２月に当審議会から答申をいただいている。さらに遡ると平成９年になり、約１０年毎に答申をいただき、それに基づいて施策を行っている。先ほど説明した行動計画は、その中で３年毎の計画をたてており、今回がその２期目の初年度の報告に当たる。しかし、近年では生活困窮者や若年者など、前回の答申では対応しきれない問題がふえてきており、新たな答申をいただき、それに基づいた施策を行っていきたいと考えている。

皆様の任期が今年度の１０月３１日までとなっており、１１月に改選を行うとともに、第２回労働問題審議会を行い、２６年度行動計画上半期の報告及び２７年度以降の方向性を決め、答申に向けて意見交換をいただき、平成２７年８月に最終的な案をいただけるように進めていく。そのために小委員会という形を作り、６回ほど協議を重ねたいと考えている。

また、最終の答申案をいただければ、基本計画を策定し、２８年度からは再び３年毎にはなるであろうが、新たな行動計画を策定し、答申及び基本計画に基づいた労働施策を展開していきたいと考えている。

[小西会長]

ありがとうございました。労働施策に関する諮問について、１１月以降のスケジュールとしては、平成２６年度第２回の審議会の際に諮問を受け、それに対する答申および行動計画に向けた協議を経て、平成１９年に行った宝塚市における主な労働施策に係る答申の改訂版を作成し、来年の１１月に最終の答申をまとめる、という計画を事務局は考えているようだが、何か質問やご意見は。

特になければこのスケジュールで行っていただきたい。よろしく申し上げます。

議題（３）勤労市民センターの今後について

[小西会長]

ご存知の方もいらっしゃるかもしれないが、前年度中に議論をしておくべきテーマではあったが、行うことができずに今となってしまった。事務局の方から説明を。

（事務局）

説明に入らせていただく前に、行動計画の際の説明のために入らせていただいております。

した、各担当課はここで退出とさせていただく。

では、説明に入らせていただく。資料の2及び3をご覧ください。当初は昨年11月に本会を開いた際には、年度内にもう一度お集まりいただき、勤労市民センター閉鎖に当たっての説明をさせていただこうと考えていたが、施設を廃止していくに当たり、現在ご利用いただいている皆様の移転先を考えなければならなかったところ、その候補であった中央公民館が、勤労市民センターよりも耐震化ができておらず代替が考えられていた。

そんな中央公民館の移転先が早く決まる予定だったものが、なかなか決まらなかったこともあり、お知らせするのが遅くなってしまった。

現時点での方針では、勤労市民センターについては、平成28年度末をもって閉鎖する、というものである。その経緯としては、当該施設が昭和46年築であり、建設当時の建築基準法の改正及び、老朽化した市の施設に対しては特別な取扱いをせよ、との旨の法律改正もあった。耐震化数値であるIS値というものが0.6以上ならば今後も使用が可能であると認められるところ、勤労市民センターは0.55と診断された。

当初の予定では、平成21年～25年までの5年間を指定管理運営している間に対応を決定する予定であり、その際には、平成26年度のみ運営し、その後廃止する予定で、宝塚NPOセンターに指定管理をお任せしていた。

この度、中央公民館の閉鎖に伴うものもあるだろうが、勤労市民センターの利用率が10%近くであった数字が33%ほどまで上昇しているが、大幅な改善が見込めなかったことや、ある試算では耐震化工事に1億5千万円と多額の費用がかかること、人口が減少していく中で、公共施設を効率的に運営していくことも求められていた。そのような中で、中央公民館の移転が正式に決定し、勤労市民センター横の駐車場の土地に新築する運びとなった。新築する中央公民館は、通常の公民館機能に加え、広く市民の方が利用できるような施設にしたいと考えている。現在の中央公民館は平成26年9月末に閉館することが決まっている。中央公民館が新たに開館するまでの間、平成27年3月末で廃止の予定をしていた勤労市民センターは、暫定的ではあるが、今後2年間は引き続きご利用いただける。現在ご利用いただいている皆様には、他の公共施設への移動も含め、相談などの対応をさせていただきたいと考えている。

中央公民館は平成29年度当初を開館予定にしており、それまでの間は勤労市民センターは引き続きご利用いただける、ということである。

また、当審議会の小池委員より、公共建築物に対する市の考え方を示してほしい、と提言をいただいていた。資料3をご覧ください。

→1 マネジメントの目的 を説明。

→3 マネジメントの方針 を説明。

さらに、裏面に7つの方針を示している。

→1「適切な維持管理」3「市有建築物の機能移転、統合、複合化」4「総量規制の範囲内」を説明。

人口減少社会にあつて、効率的運営を目指すために見直し、整理を行ったということなる。

長くなってしまったが、事務局からの説明は以上である。

[小西会長]

ありがとうございました。勤労市民センターの今後については確認したスケジュール通りに進むかとは思いますが、勤労市民センターの指定管理は今後2年間をお願いしている。その後にあつては、中央公民館の耐震化の問題などを受け、今説明していただいたような流れになった、ということによろしいか。

(事務局)

はい。

[小西会長]

さらに、資料3ですが、ご存じの方もいるとは思いますが、数年前から流行っているNPM（ニューパブリックマネジメント）の考え方を使ったものとなっている。上手くいくかどうかはわからないが、公共的な施設の管理をどう行っていくか、というものである。イギリスでは、PFIという手法も含めて、そういった運営に積極的に取り組んでいる。質問のある方などいらっしゃったらどうぞ。

[西山委員]

施設の規模等は決まっていないとお見受けするので、お答えいただけるかはわからないが、事実上、勤労市民センターが中央公民館に置き換わることで、除外・マイナスとなる機能などはあるのだろうか。

[小西会長]

勤労市民センターにある機能の中で、ということか。

[西山委員]

はい。今現在でいくつか公民館機能が勤労市民センターにも移ってきているようだが、無くなってしまう機能があるのか。

(事務局)

勤労市民センターという施設としては廃止、ということなので、一つは勤労者福祉のための施設ではなくなる。主な機能である、貸館・貸部屋については継続すると見込まれる。以前は市内の御殿山に勤労福祉会館があった。宝塚へ越して来られた方のために、余暇を過ごされるハード面での整備するためや、結婚式会場としても利用されてた。しかし、労働者施策を行う上で、当時備えていたハード面での必要性が薄まったため、今後はそういった機能は無くなってしまふ。今後は中間就労など、就労支援の要素が労働施策の中心になっていくかと思う。もちろん検討していく中で必要があればハード的な施設についても

取り組むが、従来の勤労市民センターにおける勤労者福祉の側面は廃止となる。

[和田委員]

事務局から説明あった通り、中央公民館が完成するまでは勤労市民センターは存続するということであったが、私共労働組合も事務所を構えている。御殿山の勤労福祉会館での勤労者福祉の側面は早くから失われてしまったが、連合兵庫さんとともに事務所として利用していた。しかし、そこが閉館ということになり、勤労市民センターに移ってきた。

宝塚市職員労連として労働者福祉の面でも、相談活動も行っている。当初の話では、平成27年3月で勤労市民センターが閉館、ということであった。仮に勤労市民センターが閉館になったとしても、市内のどこかで事務所を構えられないだろうか、と商工労働課と協議をしていた。さらに今の説明にもあったように、建設予定の新中央公民館は、公民館法に基づくものであり、労働者福祉の機能を備えていない公民館に、労働組合の活動の拠点を置くことはできない、とのお話を頂いた。ただ、資料2にもあるように「公民館機能に加え広く市民等の利用に供する施設」となっている。市民的なニーズは必要だが、今後は時代の要請に従って、労働者の福祉という面で、勤労福祉会館や勤労市民センターのような施設を設置して、重点的に取り組むことはしない、という市の考えをお聞きしたが、そういった施策が宝塚市には不要だと考えている、と私は思っている。それは間違いである。

労働者にとっては、今の経済状況ではより深刻な雇用格差が生まれる恐れがある。大企業でも非正規雇用が増えている。中小企業は言わずもがな。そうすると労働者の意見を集約して、活動できる勤労市民センターのような拠点が必要である。旧NTN宝塚工場跡地や雲雀ガ丘のグラウンドなどを買うお金があるのに、小規模でも施設を作ることはできないのか。

(事務局)

勤労市民センターでは、パソコン講座のような勤労者施策も行っている。今後も継続したいと考えている。その他の施策としては、時代の要請に従って行っていく。労働者のための施策が必要ないとは全く考えていないが、公共マネジメントシステムのことを考えると施設を作る事は難しいと言わざるを得ない。

[和田委員]

新しく建設予定の中央公民館には我々の事務所の設置を要望しても無理だと、理解してもよいか？

[大山委員]

仮称、公民館、だが、考えは変わらないのか？

(事務局)

今回の勤労市民センター廃止に伴い、場所を確保する、という件であるが、中央公民館との兼ね合いもあり、様子を見ながら検討していた。今現在の勤労市民センターの利用状況であるが、8割の利用団体がダンスや歌の練習といった公民館の利用である。グレーゾーンの営利団体もいるが、大半の団体は公民館に移ることができる。残りの2割程度は市が使用したり、労働団体や企業の福利厚生目的での使用がある。本来の目的で使用しているのが、全体の13%である。もちろん市としても、平成19年策定の行動計画の中でも勤労者のための施策は位置づけていたように、そういった活動を否定する訳ではないが、現状から言うと、「勤労」という看板のついた施設を作ることは難しいと言わざるを得ない。いずれにしても、今後の勤労施策を考えていくことは必要なので、ハード面からも検討していく必要がある。今後の労働問題審議会で方向性を決めていけたらと思う。

[松本委員]

宝塚にも多くの勤労者が暮らしている。箱物行政と揶揄されているが、勤労者施策を考えるうえで、そういった施設も無くすとなれば、市は勤労者を軽視していると捉えられかねない。一市民としては、勤労行政は、時代に合わせて変化していくものである。対して、箱物行政は静的である。勤労者の置かれている立場も変わってきている。箱物をどう扱っていくかを、きちんと市民に対して説明してほしい。施設の廃止の情報だけを聞くと勤労者イジメのように捉えられる可能性もある。そういった声も聞いている。改善しているところは改善している、ときちんと示してほしい。労働組合や連合兵庫などは、市にお願いをして賃料を払い、事務所を借りているような状況かと思うが、必要性が高いからこそ設置しているのだと思う。市側もそれを勘案して、何らかの対策はすべきだと思う。

[小西会長]

各々いろいろな見解があるだろうが、例えばよく言われている、ワークライフバランスにしても、“ワーク”とは稼ぎを意味するのか、就労を意味するのか、議論されている。以前はNPOなどのコミュニティビジネスも含まれるようになり、幅が広がってきた。“ワーク”の考えも変わってくれば施策にも反映せざるを得ないが、その中でも、変えることのできない部分もあるはずである。労働者の労働のみから、生活も含めて労働施策を考えるようになった。広がってしまった考え方と、欠かすことのできない施策の摺合せは必要である。

[幸長委員]

勤労市民センターの機能がよくわからない。行動計画を見ると、就職等、定着支援の側面を強く感じる。労働組合が仰っていたのは、非正規労働の支援の側面だと認識しているが、宝塚市の労働施策全体で考えた時に、勤労市民センターの機能として、どの側面が必要なものであるのか、精査しないといけない。以前は、余暇の部分も大切な機能であったが、現在では必要の声は少ないように感じる。

[小西会長]

勤労市民センターの使用目的が変わってきた。労働関係団体の利用も全体の5分の1ほどしかない、というような状況ではあるが、勤労市民センターに代わるような機能を備えた物は必要になるかもしれない。

(事務局)

宝塚市の労働施策の中で労働組合が担っていた役割は大きい。補助金も交付している。その中心である組合の事務所については、個別に協議を重ねたい。

[小西会長]

労働組合の組織率が下がってきている、という状況もある。従来機能を維持する必要性を考えてほしい。

[小池委員]

尼崎市でも、最近労働福祉会館が無くなり、入所していた労働組合も転居された。同様に調整に苦労していたようだ。行政も縦割りがまだまだ残っている。勤労施策、公民館施策と分けてしまうのではなく、連携して問題に取り組んでほしい。

[松本委員]

私も保育の現場に携わることが多いが、文科省と厚労省が共同で行っている保育所対策も進んでいない。市でも保育所と幼稚園が隣にある、という状況が見られる。そういった課題を把握し、施設管理というものを考えていく必要がある。

[小西会長]

どういった法令・助成金に基づいて施設を設置したか、ということも考えなければならない。根拠法令に縛られてしまい、対応に苦慮する事例も多い。

例えば、地域通貨の導入というのは、地方行政を考える上でおもしろいテーマである。とり入れる市とそうでない市の温度差は激しい。とり入れない理由としては、地域通貨は脱税である、と主張があり、とり入れている市は、地域通貨による所得は収入ではなく、訓練だ、と反論する。地方自治体によって対応の違いはあるものであり、その自治体に沿った施策が必要である。

[小池委員]

現在の公民館の稼働率はどのくらいか。

(事務局)

手元に正確な数値などが無いのではっきりとはわからないが、公民館では5週間前に予

約可能であるが、毎回抽選で利用団体を決めている状況である。

[小池委員]

とすれば、その分の団体は勤労市民センターに流れてくることが考えられる。対応できなくなる可能性もあるのではないか。

(事務局)

一つの施設に分かれてもらうのではなく、東や西の公民館、3つの人権文化センターなどもあるので、分散して分かれていただきたい。確かに利用率は上昇してはいるが、9月の中央公民館閉館に近づくにつれて、急激な上昇は考えられない。

[小池委員]

勤労市民センターの規模はどのくらいか。

(事務局)

延べ床面積ですと約 2000 m²。東と西の公民館にあるようなホールを備える予定なので新中央公民館の床面積は 1.5 倍ほどになる。

[小池委員]

よく西公民館を利用するが、たしかに予約はいっぱい。それが勤労市民センターに移ってくることを想定すると、大変かもしれない。利用率は今後上がるかもしれない。

(事務局)

多目的室や2つの会議室は一定の利用があるが、残りの和室の利用率が低い。上手に利用している団体もあるが、あと2年で廃止する施設の和室を改装するのは難しい。

[小西会長]

皆様から多くの意見をいただきました。他になにもなければ終了したいと思います。お疲れ様でした。

署名委員_____

署名委員_____